令和8年10月改訂版

解体した跡地の測量や売却にかかった費用を支援します！

能登半島地震・奥能登豪雨で解体した土地の管理や
処分に困っていませんか？
その土地を有効活用したい方がいるかもしれません。

意外と売れるかも？

売地

NEW!
令和8年10月1日から
相続人調査や
関係書類作成に要した
司法書士報酬も
対象になりました！



草刈りが大変！
放っておくとお隣さんに迷惑がかかるかも!?



対象

能登12市町にあり、
半壊以上で解体し、
売却した土地

申請方法

裏面に記載した
書類を添えて、土地が
ある市町に申請

補助金　補助率1/2

★仲介手数料：最大12万5千円
★土地測量費：最大18万円
★司法書士報酬：最大20万円

※土地測量費及び司法書士報酬のみの申請はできません。
土地売買に係る仲介手数料を申請する場合に限り、
併せて申請することができます。

申請先（担当課）

市町名	担当課	市町名	担当課	市町名	担当課
七尾市	都市建築課	かほく市	防災環境対策課	宝達志水町	総務課兼復興推進室
輪島市	まちづくり推進課	津幡町	総務課	中能登町	企画情報課
珠洲市	企画財政課	内灘町	復興まちづくり推進課	穴水町	観光交流課
羽咋市	まちづくり課	志賀町	まち整備課	能登町	復興推進課

制度に関する問い合わせ先

石川県能登半島地震復旧・復興推進部生活再建支援課
076-225-1988〈平日 9:00～17:00〉

申請の流れ

所有権移転後に土地の売主が申請を行います。



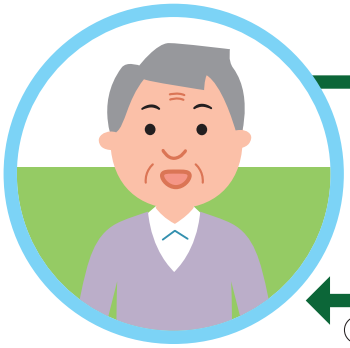
①仲介手数料



（必要に応じて）
①土地測量費



（必要に応じて）
①司法書士報酬



②市町へ申請



③県が確認



④交付決定
振込

申請に必要な書類

申請書に①～⑦のうち必要な書類を添えて申請してください。申請書は市町か県ホームページからダウンロードできます。

- ❶市町長が発行する り災証明書の写し又はこれに準ずる書類
- ❷解体証明書の写し又は滅失登記完了通知の写しなど解体したことがわかる書類
- ❸所有権移転後の土地の登記事項証明書の写し
- ❹領収書の写しなど補助対象経費を支払ったことがわかる書類（内訳がわかるもの）
- ❺<土地の測量を行った場合> 地積測量図の写し（登記官の認証があるもの）
- ❻<司法書士へ依頼した場合> 相続登記に関する登記完了証の写し
- ❼<申請を代表者に委任する場合> 委任状
  ※共有名義の場合は代表者へ委任可能

よくある質問（Q&A）

Q どんな跡地でもいいの?



A 半壊以上であれば、住宅や工場など建物の種類は問いませんが、解体が条件です。
建物が残っていては対象になりません。

Q 隣接する土地も対象になるの?



A 一体的に利用されていた土地であれば対象です。
※道路を挟むなど、明らかに一体利用されていない土地は対象外です。

Q いつから対象になるの?

A 仲介手数料及び土地測量費は、令和8年4月1日以降に実施した売却・測量が対象です。
司法書士報酬は、令和8年10月1日以降に完了した権利関係整理業務が対象です。

Q 土地の売却はどこに相談すればいいの?

A 近くの不動産会社にご相談ください。
不動産の一括査定サイトを活用いただくと便利です。



Q どのような司法書士報酬が対象になるの?

A 被災宅地の売却に必要な相続人調査や関係書類作成に係る司法書士報酬が対象です。
※登記申請に係る司法書士報酬（相続登記、所有権移転登記等）、登録免許税、戸籍・住民票等の取得費用は対象外です。
※相続人の間で争いがあるなど、弁護士に依頼する必要がある場合は対象外です。

お気軽にご相談ください!

制度の詳細はこちら▼

石川県　被災宅地流通

制度の詳細は下の二次元コードへ!

FSC www.fsc.org ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C190924
VEGETABLE OIL INK